

別記様式 2 号

認 証 契 約 書

JAS 法に基づく有機食品などの認証に際し、一般社団法人 オーガニック認証センターを甲とし、認証申請者若しくは認証事業者を乙とし、以下の条項によって認証契約を締結する。

- 第 1 条 甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 第 2 条 本契約の有効期限は、契約締結の日より、乙が格付業務、格付表示業務又は外国格付表示業務を廃止した日又は甲の認証を取り消した日までとする。
- 第 3 条 乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 第 4 条 乙は、格付表示又は外国格付表示に係る JAS 法の規定を遵守しなければならない。特に有機 JAS マークは部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行うこととすること。
- 第 5 条 乙は、少なくとも 3 年に一度甲の実施する講習会を受講するなど、認証に係る法令及び技術的基準等の最新の情報を取り得するよう努力しなければならない。
- 第 6 条 乙は、格付の表示又は外国格付の表示を行って出荷するときは、当該製品又はその包装、容器若しくは送り状に有機の表示及び有機 JAS マーク又は外国格付表示を付すことによって出荷し、その格付実績及び格付の表示実績、外国格付の表示実績を記録しておかなければならぬ。
- 第 7 条 乙は、格付時において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に有機の表示を行ってはならない。又、不合格品は、合格品と混合することのないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じなければならない。
- 第 8 条 乙は、農林水産大臣又は財務大臣（以下、主務大臣）の行う格付の表示又は外国格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求若しくは物件の提出を拒否し、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をしてはならない。又、主務大臣、独立行政法人農林水産消費安全技術センター若しくは国税庁による立ち入り検査の拒否、妨害若しくは忌避し若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは、虚偽の答弁をしてはならない。
- 第 9 条 乙は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ甲にその旨を通知すること。
- 第 10 条 乙は、認証を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認証に係る農林物資以外の商品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容について誤認させることのないようにすること。
- 第 11 条 乙は、認証を受けている旨の広告又は表示を行うときは、その認証に係る種類の農林物資が当該農林物資に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。
乙は、甲が乙に対し、第 10 条及び第 11 条の条件に違反すると認めて、広告若しくは表示の方法を改善し、又は広告若しくは表示をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- 第 12 条 乙は、第 10 条及び第 11 条に定めるもののほか、他人にその認証又は格付、格付の表示若しくは外国格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の商品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- 第 13 条 乙は、毎年 5 月末までに、その前年度の格付実績、圃場の面積を甲に報告すること。
- 第 14 条 乙は、生産行程管理者においては、生産行程管理記録、格付検査記録、不合格品処分記録、JAS マーク管理記録、小分け業者においては小分け記録、格付記録、不合格品処分記録、JAS マーク管理記録、輸入業者においては受入れ保管及び包装に係る記録、格付記録、不合格処分記録、JAS マーク管理記録、外国格付表示業者においては外国格付表示記録などを作成し、根拠書類とともに当該製品の出荷の日より 3 年間保持しなければならない。
- 第 15 条 乙は、認証証の写しを取引先などに提供する場合、複製である旨を明記し、すべてを複製するものとする。
- 第 16 条 乙は、JAS 製品に関連した苦情に対して適切な処置を取るとともに、その記録を保持し甲がその利用を求めた時には応じることとする。

- 第 17 条 甲は、乙が行う格付に関する業務が適切に行われているか確認し、又は第 10 条及び第 11 条若しくは第 12 条の条件に遵守されているかどうかを確認するため必要があるときは、乙に対しその業務に関し必要な報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係る場所に立ち入り、格付、格付の表示又は外国格付の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 第 18 条 甲は、認証後毎年 1 回以上の認証事項の確認調査を行うとともに、必要があれば臨時確認調査を行うものとする。甲は事前に通知して行う確認調査のほか、必要があれば事前に通知することなく調査を行うものとする。乙は甲が行う 認証事項の確認調査又は臨時確認調査に協力するものとする。第三者からの苦情による調査や、オブザーバーの参加も同様に協力するものとする。
- 第 19 条 乙は、認証の取り消し又は格付業務、格付表示業務又は外国格付表示業務を停止された場合は、甲の請求どおりに認証に係る製品の全ての宣伝・広告などを中止し、認証証を返却すること。
- 第 20 条 乙が、本契約に違反し、又は第 17 条の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは検査を拒否、妨害、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は認証手数料などの支払いが行われない場合、甲は認証の取り消し又は格付業務及び格付の表示又は外国格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求することができる。
- 第 21 条 甲は、適当でないと認める適合の表示の除去若しくは抹消をすることを乙に請求することができる。乙はその認証が取り消されたときは、当該認証に係る適合の表示の停止をすること及び甲が適当でないと認める適合の表示の除去若しくは抹消をしなければならない。
- 第 22 条 甲は、乙が第 20 条の規定による請求に応じないときは、その認証を取り消す。
- 第 23 条 甲は、乙の氏名・住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る圃場又は施設の名称・所在地、認証年月日、認証番号を公表する。
- 第 24 条 甲は、JAS 法及び他の法令で求められる場合又は自治体等の公的機関から要望があった場合、第 23 条に規定した項目以外の情報についても開示する。ただし、乙が開示を認めない旨をあらかじめ甲に申し出る場合は、この限りではない。
- 第 25 条 甲は、乙に認証の取り消し及び格付業務又は格付の表示、外国格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行った場合は、取り消し又は請求の年月日、その理由を公表する。又、乙が格付業務、格付の表示業務、外国格付の表示業務を廃止した場合はその年月日と認証番号を公表する。乙が甲から認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る表示の付してある広告等の使用の停止及び甲が適当でないと認める格付の表示、外国格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消を行わない場合は、甲はその旨を公表するものとする。
- 第 26 条 認証の廃止又は取消しの場合、公表の期間は乙が格付に関する業務を廃止する日又は甲が認証の取消しをする日から 1 年を経過する日の間とする。その他の公表期間は、JAS 法が定める基準の期間とする。
- 第 27 条 甲は、認証の取消及び格付業務又は格付の表示、外国格付の表示を付した農林物資の出荷の停止の請求を行う時は、その通知の 1 週間前までに乙に文書で通知し、弁明の機会を与える。
- 第 28 条 乙は、甲が認証に関して下した決定について、その決定から 30 日以内に文章で異議申し立てができ、甲はこれを「苦情及び異議申し立て処理規程」に基づき適正に処理するものとする。
- 第 29 条 甲は認証業務の一部を第三者に委託するときは、委託内容について乙の同意を得るものとする。
- 第 30 条 この契約に定めない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとし、協議が合意しない場合、甲の解釈を優先する。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上各 1 通を保持する。

年　　月　　日

(甲) 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-5-16
 一般社団法人 オーガニック認証センター
 代表理事 赤城 節子 印

(乙) 住所
 氏名 印